

平成30年12月3日  
福祉保健部生活衛生課卵の放射性物質の検査結果について  
(12月3日検査分)

県内で流通していた卵について新潟県が検査したところ、結果は以下のとおりでした。

検査機関：(一財)新潟県環境分析センター

品目	産地	選別所	検査結果 (単位：ベクレル/kg)				食品衛生法の判定
			放射性セシウム			放射性ヨウ素	
			セシウム134	セシウム137	計		
鶏卵	新潟県(聖籠町)	国産	検出されず (1.7未満)	検出されず (1.8未満)	検出されず (3.5未満)	検出されず (2.4未満)	適合

食品衛生法の規格基準 (一般食品)

100

基準なし

注 カッコ内の数値(「〇未満」の〇など)は検出限界値\*です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

\*検出限界値とは・・・測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

この記載事項に関する問い合わせ先  
福祉保健部生活衛生課  
電話(直通) 025-280-5205  
(内線) 2674